

雨水浸透施設に関する技術的細目

(趣旨)

第1 この技術的細目は、市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（平成16年市川市条例第13号。以下「条例」という。）別表（第8条関係）に規定する雨水浸透施設の設置に関し、必要な事項を定めるものである。

(設計基準)

第2 雨水浸透施設の設置に関する設計基準については、平成8年度真間川流域調整池整備基本計画（大柏川流域）その2報告書（平成9年3月）の調査結果に基づき次のとおりとする。

1 必要浸透量

$$\text{必要浸透量}(Q) = 1 / 360 \times R \times A$$

A : 屋根面積 ha

R : 浸透強度 = 10.0 mm/hr

2 単位設計浸透量

$$\text{単位設計浸透量}(Q) = C \times Q_f$$

C : 影響係数 = 0.81

Q_f : 設置施設の基準浸透量（1m, 1個当たり）

$$\text{基準浸透量}(Q_f) = k_o \times K_f$$

k_o : 土壌の飽和透水係数 = 0.08 m/hr

K_f : 設置施設の比浸透量（m²）

(構造基準)

第3 設置する雨水浸透施設の標準構造は、次のとおりとする。（別紙「浸透柵・浸透トレンチ標準断面図」参照）

1 雨水浸透柵

内径350mm円形雨水浸透柵を標準型とする。

$$\text{単位設計浸透量}(Q) = 0.38 \text{ m}^3/\text{hr}$$

2 浸透トレンチ

碎石断面450×450mm・内径150mm浸透管を標準型とする。

$$\text{単位設計浸透量}(Q) = 0.17 \text{ m}^3/\text{hr}$$

(適用区域)

第4 北部ローム台地と中部、南部の砂質土分布地域を浸透施設設置適地（別紙「浸透施設設置適地図」参照）とし、適用区域とする。

なお、地下水位と地表との距離が1.3m未満である場合を適用除外とし、また、斜面崩壊を起こす恐れのある傾斜地および工場跡地や埋立地等で土壌の汚染物質を拡散、地下水を汚染する恐れのある区域を設置禁止区域とする。

町 名(五十音順)
○北部ローム台地 市川(四)、稲越町、大野町、大町、鬼越(一)、柏井町、北方(一・三)、北国分、国府台(一・二・五・六)、国分(二・三・四・五・六・七)、下貝塚、須和田、曾谷(一・二・三・四・五・八)、高石神、中国分、中山、奉免町、北方町四、堀之内(一・二・三・四)、真間(四・五)、宮久保(四・六)、本北方(三)、若宮の各一部
○中部、南部砂質土分布地域 相之川(一・二)、新井(一・二)、伊勢宿、市川(一・二・三)、市川南、大洲(三)、大和田(二)、押切、鬼越(二)、欠真間(一)、河原、香取(一)、北方(二)、高谷(一・二)、下新宿、新田(一)、島尻、菅野(一・二・三・四)、須和田(一)、関ヶ島、田尻(二・四・五)、稲荷木、原木(一・二・三)、東菅野(一・二・三・四)、平田(二)、広尾(一・二)、二俣(二)、本行徳、本塩、真間(一・二・三)、湊、湊新田、妙典(一・三)、八幡の各一部

(施設の施工)

第5 浸透施設の掘削、埋め戻し、転圧等の施工にあたっては、自然の地山の浸透能力を損なわないように配慮するものとする。

(施設の維持管理)

第6 雨水浸透施設は、原則として設置者または居住者が管理するものとする。

また、設置者と居住者が異なる場合は、維持管理について説明及び引継ぎを遅滞なく行うこと。

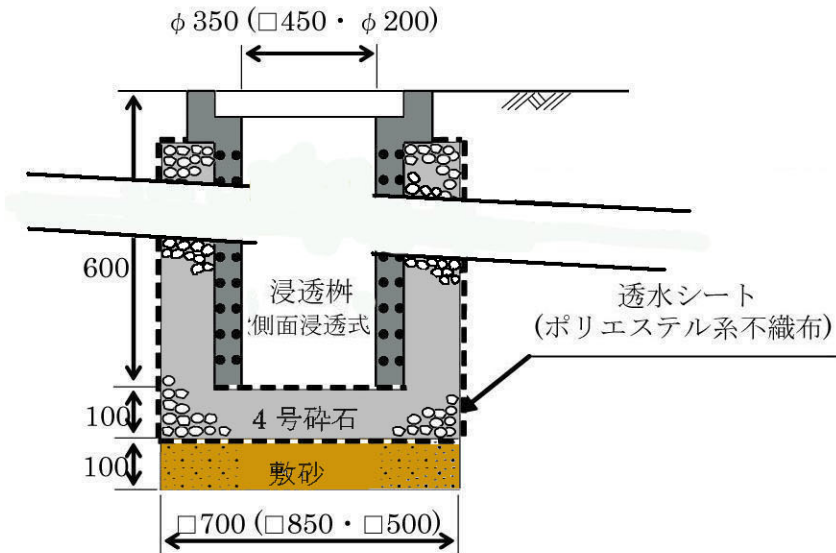
- 1 管理者は雨水浸透施設に土砂の堆積、破損等が生じた場合は、速やかに適切な措置を講ずること。
- 2 管理者は常に施設を巡回し、危険の防止及び機能の維持・保全に努めるものとし、適宜、保守点検を行うものとする。

(その他)

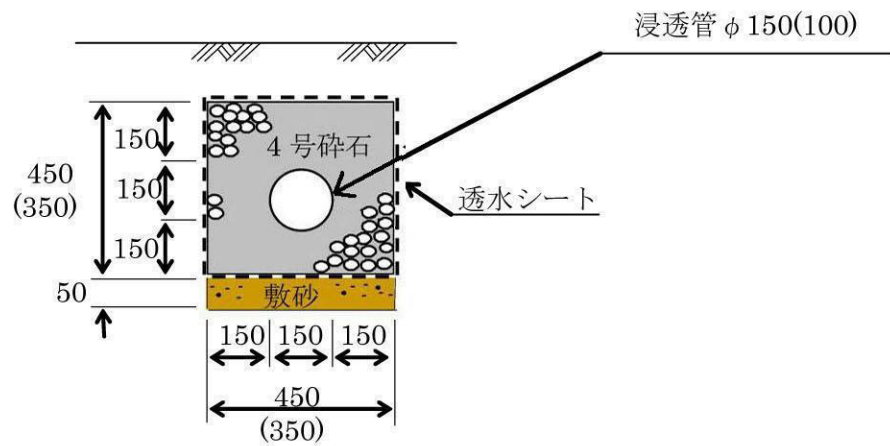
第7 浸透施設の設計、施工、維持管理の詳細については、「雨水浸透施設技術指針[案]」（社団法人 雨水貯留浸透技術協会 編）によるものとする。

浸透施設標準断面図

浸透枳



浸透トレンチ



問い合わせ先

市川市 水と緑の部 河川・下水道管理課 雨水担当

所在地：千葉県市川市八幡4-2-1

市川市役所 八幡分庁舎 1F

電話：047(334)1111 内線5818

FAX：047(335)9958

浸透施設設置適地図

